

収入証紙を 廃止します

収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼付して手数料を納めるものです。
国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

収入証紙 販売	収入証紙 使用	収入証紙 払戻
令和9年9月末まで	令和10年3月末まで	令和14年9月末まで

オンラインで納付する場合

○ 電子納付サービスにご登録後、次の決済手段により納付が可能です

- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード決済
- ・コンビニ払い
- ・コード決済（PayPayのみ）

※詳細は下記リンクまたはQRコードよりご確認ください

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/denshinofu.html>



窓口で納付する場合

○ キャッシュレス端末では、次の決済手段により納付が可能です

- ・クレジットカード決済
- ・電子マネー決済
- ・コード決済
- （iD または QUICPay+ のみ）

○ 現金納付にも対応しております

※詳細は下記リンクまたはQRコードよりご確認ください

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/cashless.html>



納付方法は申請手続きによって異なりますので、
詳細は申請手続きの所管課へご確認または本県のホームページをご覧ください。

兵庫県出納局会計課

TEL : 078-362-3653

Mail : kaikeika@pref.hyogo.lg.jp

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/syoshi-haishi.html>

